

第4章 計画の推進体制



本計画に掲載するイラストの選考の様子

平成20年2月10日(日)第5回障害者フォーラムにて

1 推進体制の整備

(1) 障害者施策推進協議会

本計画を推進するために、学識経験者、福祉・保健・医療・労働・教育・人権等の関係機関、障害者団体等の代表、市民委員、行政等により構成された「八尾市障害者施策推進協議会」を開催します。障害者施策推進協議会は、本計画の点検・評価や課題解決に向けた取り組みについて障害者ワーキング会議から報告を受け、計画の進捗状況を把握し、市に計画の推進や見直し等の提言を行います。また、障害福祉サービスや地域生活支援事業等については、障害福祉計画の進捗状況を管理する「地域自立支援協議会」と情報を共有しながら、本市の障害福祉全体の施策推進について協議します。

(2) 障害者基本計画ワーキング会議

前計画では多様な主体による計画の推進を図るため、障害者施策推進協議会の下部組織としてワーキング会議を設置し、市民の生活場面における具体的な課題から計画の点検・評価を行いました。本計画の推進にあたってはワーキング会議を設置し、障害者、介護者、ボランティアなどの一般の市民が具体的かつ現実的な課題から障害者施策を点検・評価していきます。施策の点検・評価を行うなかで明らかとなった課題は障害者施策推進協議会に報告するとともに、解決に向けて、市民がそれぞれの立場で自主的に行う障害者に係る啓発活動などを検討していきます。また、ワーキング会議のあり方についても、必要に応じて評価・検討を行います。

(3) 庁内推進会議

障害者施策は、福祉・保健・医療・労働・教育・人権の分野だけにとどまらず、障害者のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を展開していく必要があります。そのため、本計画で定める各施策・事業の担当課や関係機関が連携を密にし、各分野の施策・事業の進捗状況を確認するため、庁内推進会議を設置し、計画の着実な推進を図ります。

2 計画推進のための取り組み

(1) 市民参画の促進

本計画は障害者とともに生き、ともに支えあう社会の実現を目指しており、計画の推進には市等の行政だけではなく、障害者やその家族、障害者を支える取り組みを行う個人や団体、企業、サービス事業者など多くの市民の協力や連携が不可欠です。本計画を市民と行政の協働により進めるために、計画の点検・評価を行うワーキング会議等をはじめ、より多くの市民が計画推進のあらゆる段階に参画できる機会をつくっていきます。

また、障害者の支援は市等の行政だけでなく、障害者自身や様々な立場での市民活動、市民と行政の協働により実施・実現できることも多くあります。計画推進への参画をきっかけとして障害者をはじめ市民が主体的に関わりネットワークを構築しやすい環境の整備に努めます。

(2) 計画の普及・啓発

本計画を推進し、ともに支えあう社会を実現するためには、行政だけでなく、様々な主体が計画の普及・啓発に努め、市民が互いに障害者施策を理解しあうことが求められます。本計画を多くの市民に啓発するために、市はホームページの活用や音訳・点訳等によって本計画の情報提供に努めます。一方、市民はワーキング会議等を中心に障害者フォーラム等を企画・運営し、広く市民に向けた情報発信を行います。

(3) 計画の進行管理と評価

本計画で定める各施策・事業を円滑に実施するために、障害者施策推進協議会やワーキング会議、庁内推進会議を活用し多角的な視点から進行管理を行います。このような進行管理を行うことにより、計画期間中に起こりうる制度改革や社会経済情勢の変化、ニーズの変化などに対して柔軟に対応できるよう、障害者施策のあり方を検討するなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

図 推進体制



